

一般社団法人千葉県社会福祉士会刑事司法ソーシャルワーカー名簿登録要領

規程第 26 号

平成 29 年 4 月 20 日 制定

(目 的)

第 1 条 この要領は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」と言う。）刑事司法ソーシャルワーカー登録員（以下「登録員」という。）の刑事司法への関与に関する事業（以下「マッチング支援事業」と言う。）実施要綱第 4 条に規定する名簿登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿登録)

第 2 条 本会司法福祉委員会（以下「委員会」という。）は、本会が実施する刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（以下「講座」と言う。）を修了した本会員の申請に基づき、刑事司法ソーシャルワーカー名簿（以下「名簿」と言う。）に登録をする。

(登録期間及び名簿登録更新)

第 3 条 名簿登録の有効期間は、各年度の 4 月 1 日から 3 年間とする。登録初年度は、登録日から 2 年間を経た直後の 3 月 31 日までとする。

- 2 名簿の更新は、登録期間が終了する年度の 1 月 1 日から 2 月末日までの期間に行うものとする。
- 3 委員会は、名簿の更新にあたり、講座、委員会が実施する学習会（以下「学習会等」と言う。）の参加状況を考慮することとする。

(名簿登録料)

第 4 条 本会は、名簿登録を申請する者から登録料を徴収することができる。

- 2 更新を希望する登録員も同様とする。

(研修及び学習会費用の減額)

第 5 条 本会は、登録員が参加する学習会等にかかる費用の一部を減額することができる。

(名簿の管理)

第 6 条 名簿は、委員会が管理する。

(登録の辞退)

第 7 条 委員会は、登録員から辞退の申請があったとき、名簿から削除するものとする。登録員がマッチング支援事業の刑事司法ソーシャルワーカーとして活動中であったときは、その活動を委員会が引き継ぐこととする。

(名簿からの抹消)

第8条 委員会は、次の各号に該当するときは登録員を名簿から抹消する。登録員がマッチング支援事業の刑事司法ソーシャルワーカーとして活動中であつたときは、その活動を委員会が引き継ぐこととする。

- (1) 本会の正会員資格を喪失したとき。
- (2) 本会の懲戒に関する規則により懲戒以上の懲戒処分を受けたとき。
- (3) 第4条に定める名簿登録料の未納があり、納入督促に応じないとき。

(再登録)

第9条 委員会は、第7条に基づき登録を削除した者から再登録の申請があつたときは、学習会等の参加状況を考慮し、名簿に再登録することができる。

(改廃)

第10条 この要領を改廃するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(委員会への委任)

第11条 この要領の実施に当たり必要な事項は、委員会において決定する。

2 委員会は、適宜、必要に応じて理事会に報告する。

附則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。